

令和8年度矢巾町地域おこし協力隊募集要項

1 募集タイトル

【岩手県矢巾町】地域農業の未来を担う矢巾町地域おこし協力隊を募集します！

2 町の紹介文

岩手県矢巾町（やはばちょう）は、県都盛岡市の南に隣接する面積約67平方キロメートルの小さな町です。かの宮沢賢治が愛した南昌山のふもとに位置し、古くから豊かな自然に恵まれた農村地帯でしたが、高度成長期以降は盛岡市のベッドタウンとして人口が増加し、現在は生活に便利な都市部と、のどかな田園風景が広がる農村部が調和したコンパクトな田園都市として発展し続けています。現在の人口は約26,100人で、岩手県内で一番の人口密度を誇る自治体です。

町内には国道4号、JR東北本線、東北自動車道など交通の幹線が通り、盛岡市まで車で20分、新幹線を利用すれば東京まで2時間半という交通アクセスは当町の魅力の一つであり、県外からIターンやJターンの居住地として当町を選ぶ人も増えています。

また、町内には小学校から大学まで教育機関が揃うほか、令和元年9月に岩手医科大学附属病院、平成30年1月に県立療育センターが、それぞれ盛岡市から移転し、医療機関や福祉施設も充実しています。

3 募集の概要

北上川の流れがもたらす豊かな土壌と平坦な地形を生かし、古くから良質米の産地として発展してきたことから、水稻を基幹作物として、小麦・大豆・野菜（ねぎ、きゅうり、キャベツ、トマト、ズッキーニ等）・果樹（りんご）・花卉・特用林産物（きのこ類）を組み合わせた複合型農業経営が推進されています。

農業の担い手への農地の集積率は80%を超え、県内でもトップクラスの高さです。それに伴い、遊休農地は少なく町内の農地の1%未満となっています。しかし、農業の担い手の高齢化が進み、現在では担い手の約7割が65歳以上であり、多くの地区で後継者問題に悩んでいる状態です。

このまま高齢化が進めば矢巾町の農業が衰退してしまう、この美しい田園風景を守るためには農業を担う方を矢巾町に呼び込む必要があると考え、地域おこし協力隊制度を活用し、将来、本町の地域農業を守る担い手となり、農業や地域の活性化に貢献していく人材を募集したいと考えています。

4 活動内容

(1) 新規就農に向けた知識と技術の習得

個人農家や農事組合法人での農作業支援や、農業大学校の研修等への参加を通して、任期後に農業経営できる知識と技術の獲得を目指します。受け入れ農家及び農作業支援の内容は、協議の上、決定します。

(2) 矢巾町及び町産作物の魅力発信

自身が生産に携わる農産物の情報のほか、矢巾町での生活環境情報などを SNS 等で発信します。また、町広報紙の地域おこし協力隊コーナーに記事の投稿を行います。

(3) 地域活性化につながる業務及び地域活動への参加

任期後に本町に定住することを見据え、地域住民との関係構築を図るため、積極的に地域行事にご参加いただきます。（地域の農業者との交流のほか、販路開拓のための異業種交流も含まれます。）

(4) その他活動に係る事務的な業務

月次業務報告書を作成していただくほか、町担当者との定期的なミーティングを実施します。また、活動報告会を年 1 回程度開催する予定です。

5 募集人数

1 名

6 応募条件

下記の条件を全て満たす方が対象です。

(1) 3 大都市圏内の都市地域または政令指定都市に住民票があり、委嘱後は速やかに矢巾町内に居住し、住民票を異動できる方

※三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部を指します。

※都市地域とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美諸島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興特別措置法及び沖縄振興特別措置法で指定された地域）以外の地域を指します。

※政令指定都市とは、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、札幌市、熊本市、京都市、相模原市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市を指します。

(2) 地方公務員法第 16 条に規定する欠落次項に該当しない方

(3) 普通自動車運転免許（AT 限定可）を取得している方または取得見込の方

(4) 日常的にパソコン、スマートフォンを使用し、SNS や電子メール等情報の送受信ができる方

(5) 心身ともに健康であり、住民と協調して集落や地域を元気にするために精力的に活動できる方

(6) 協力隊の任期終了後、矢巾町に定住し、起業または就業してもよいと考えている方

7 勤務地

岩手県紫波郡矢巾町

8 勤務時間・休暇制度

週 30 時間（6 時間×5 日）の勤務を基本とします。

ただし、活動内容により、土曜日、日曜日のいずれか、又はその両方が勤務日となることがあります。（休日に活動した場合は振替休日を取得することができます。）

年次有給休暇が、着任日に応じて、初年度は最大 10 日（会計年度ごと）付与されるほか、夏季休暇、病気休暇等の特別休暇の制度があります。

9 雇用形態・期間

矢巾町のパートタイム会計年度任用職員（地域おこし協力隊）として任用します。

任用期間は、着任日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。なお、着任日は採用決定後、相談の上で決定します。

年度ごとに勤務実績等を踏まえて任期を更新します。任用期間は、最長 3 年間です。

10 給与・賃金等

185,600 円（月額）

通勤距離に応じた通勤手当（月額）、年 2 回（6 月、12 月）期末・勤勉手当の支給があります。

11 待遇・福利厚生

(1) 健康保険（岩手県市町村職員共済組合）、厚生年金、雇用保険に加入します（給与から本人負担部分が差し引かれます）。

(2) 下記のとおり活動費を支払います。

①住居（賃貸）の賃借料の一部を助成します。（月額 55,000 円まで）

※退去時に退去費用が発生する場合は、原則入居者本人に負担いただきます。

②活動に必要な物品の購入費用や研修受講料、資格取得手数料などを、隊員本人と相談のうえ、予算の範囲内で支払います。

(3) 地域おこし協力隊としての活動に支障がない範囲で、副業が認められます。

12 応募方法

以下の書類を準備の上、受付期間内に郵送、持参またはメールのいずれかでご提出ください。

なお、提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。（個人情報に記載されている書類は、町が責任をもって処分します。）

- (1) 「矢巾町地域おこし協力隊 応募用紙」
- (2) 「矢巾町地域おこし協力隊 申込書兼履歴書」
- (3) 住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
- (4) 自動運転免許証の写し（裏表コピー）
- (5) その他、自己PRに関わる書類（任意）

※これまでに町が実施した矢巾町おためし地域おこし協力隊に申込みした方は、(2)の提出は不要です。

1.3 審査・採用について

(1) 第1次選考（書類選考）

「矢巾町地域おこし協力隊 応募用紙」による書類選考を行います。

選考結果は、応募者に文書で通知します。

(2) 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接を行います。

面接選考の日時等の詳細については、第1次選考結果を通知する際に合格者にお知らせします。

※第2次選考に必要な交通費等は、応募者個人の負担とします。ただし、居住地を鑑み、オンラインで面接を行う場合があります。

(3) 隊員の決定

第2次選考により、矢巾町地域おこし協力隊を決定します。

第2次選考の結果は、参加者に文書で通知します。

合格者の着任時期は、相談の上決定します。

1.4 問い合わせ・応募先

矢巾町役場 企画財政課 まちづくり推進室

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地 矢巾町役場庁舎3階

TEL：019-611-2721（直通）

FAX：019-697-3700

E-Mail：k_community@town.yahaba.iwate.jp

1.5 その他

(1) この募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前に募集の手続きを行うものです。地域おこし協力隊の候補者の決定や予算の執行は、令和8年度予算の成立が前提であり、今後内容等が変わることもありますので、予めご了承ください。

(2) 本要項について確認したい点がございましたら、電話またはメールにて、お問い合わせください。

(3) 一度も矢巾町に訪れたことが無い方につきましては、可能な限り応募の前に一度ご来町いただければ、幸いです。現地見学のサポートや、オンラインでのご説明も可能ですので、お気軽にお問い合わせください。